

堺市議会傍聴規則（昭和54年議会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</u></p> <p>(3) <u>笛、ラツパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者</u></p> <p>(4) 酒気を帶びていると認められる者</p> <p>(5) <u>異様な服装をしている者</u></p> <p>(6) <u>その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</u></p> <p>2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第3号までに規定する<u>物品</u>を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第12条 次の<u>いづれか</u>に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) <u>前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u></p> <p>(4) 酒気を帶びていると認められる者</p> <p>(削る)</p> <p>(5) <u>その他会議を妨害することが明らかであると認められる者</u></p> <p>2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第3号までに規定する<u>物</u>を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>3 議長は、前項の<u>規定による質問</u>を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p>

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静肅を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(追加)

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 携帯電話、ラジオ、パソコン等の電気機器類の電源を切ること。

(8) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(9) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の制限)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならぬい。

(準用)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静肅にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

(削る)

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

(削る)

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(削る)

(改正・第3号へ)

(削る)

(5) その他の会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(準用)

第17条 第2条から前条までの規定は、委員会又は分科会において傍聴を許可した場合について準用する。この場合において、第3条中「80人とする」とあるのは「委員長又は分科会会长が定める」と、第5条第1項中「先着順により」とあるのは「委員長又は分科会会长が定める方法により」と、第7条、第12条第2項及び第3項、第13条第4号、第14条並びに前条中「議長」とあるのは「委員長又は分科会会长」と、第11条並びに第13条第1号及び第9号中「議場」とあるのは「委員会室」と読み替えるものとする。

第17条 第2条から前条までの規定は、委員会又は分科会において傍聴を許可した場合について準用する。この場合において、第3条中「80人とする」とあるのは「委員長又は分科会会长が定める」と、第5条第1項中「先着順により」とあるのは「委員長又は分科会会长が定める方法により」と、第12条第2項及び第3項並びに前条中「議長」とあるのは「委員長又は分科会会长」と、第11条、第12条第1項第2号及び第13条第2号中「議場」とあるのは「委員会室」と読み替えるものとする。

施行期日：公布の日